



議員提出第11号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年11月29日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

荒尾大介

杉山公一

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 4 の見出しを「（児童の被保険者均等割額の免除）」に改め、同条中「6 歳」を「18 歳」に、「未就学児」を「児童」に、「当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額」を「0 円」に改め、同条各号を削る。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

児童のいる世帯の経済的負担を軽減するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。